

令和元年 6 月 定例会

第 1 号 (令和元年 6 月 18 日)

<input type="checkbox"/> 出席議員及び欠席議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 会議録署名議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 議 事 日 程 .....	P2
<input type="checkbox"/> 開 会 .....	P3
<input type="checkbox"/> 会期の決定 .....	P3
<input type="checkbox"/> 諸般の報告 .....	P4
<input type="checkbox"/> 議案の上程 .....	P4
<input type="checkbox"/> 施政方針並びに提案理由の説明 .....	P5
<input type="checkbox"/> 一 般 質 問 .....	P8
<input type="checkbox"/> 散 会 .....	P25

令和元年6月		池田町6月定例会会議録			第 1 日	
招集年月日		令和元年6月11日			池田町告示第16号	
招集の場所		池田町議会議場				
開会日時		令和元年6月18日			午後1時30分	
散会 閉会		令和元年6月18日			午後2時40分	
出席 8名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	丸石 純一	出	5	佐野 和彦	出
	2	松井 靖明	出	6	和田 義則	出
	3	宇野 一正	出	7	飯田 拓見	出
	4	宇野 邦弘	出	8	岩崎 昭一	出
会議録署名議員		3番	宇野 一正	4番	宇野 邦弘	
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長	中村 博司		議会書記	梅田 昌美	
	町 長	杉本 博文		町民税務課長	佐野 成美	
	副町長	溝口 淳		農村政策課長	山崎 政弥	
	教育長	内藤 徳博		町土整備課長	長谷川 正喜	
	企画官	高橋 宏輝		保健福祉課長	清水 真盛	
	総務財政課	森川 弘一		教育委員云 事務局課長 代 理	飯田 康彦	
議事日程		別紙のとおり				
会議の経過		別紙のとおり				

# 令和元年 6 月定例会日程表 (第 1 号)

令和元年 6 月 18 日 (火)

午後 1 時 30 分 開会

## 開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 33 号 令和元年度 池田町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 34 号 令和元年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 6 議案第 35 号 令和元年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 7 議案第 36 号 令和元年度 池田町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 37 号 令和元年度 池田町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 38 号 令和元年度 池田町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 39 号 池田町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 11 議案第 40 号 池田町過疎地域自立促進計画の変更について

施政方針演説並びに提案理由の説明

- 日程第 12 一 般 質 問

## 閉議

# 令和元年6月定例会会議録（初日）

令和元年6月18日

開始時間 午後1時30分

○和田議長

本日、令和元年、池田町議会、6月定例会が召集されましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらず、ご参集いただき、厚く御礼申しあげます。

只今の出席議員は8名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から令和元年、池田町議会、6月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第112条の規定により、3番 宇野一正君、4番 宇野邦弘君の兩名を指名致します。

日程第2

会期の決定を議題と致します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から21日までの、4日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会は、本日から21日までの、4日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布してあります、定例会、会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審議のため、19日、20日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本日18日と21日は本会議、19日と20日は委員会審議のため、休会することに決定いたしました。

日程第3

諸般の報告をいたします。

報告第1号、平成30年度 池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号、平成30年度 池田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上2件の報告が参っております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりであります。

本議会に、すでに配布のとおり議案第33号ほか7件が提出されております。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか関係者の出席を求めています。 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

議案第33号 令和元年度 池田町一般会計補正予算（第1号）

日程第5

議案第34号 令和元年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6

議案第35号 令和元年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）

日程第7

議案第36号 令和元年度 池田町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

日程第8

議案第37号 令和元年度 池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9

議案第38号 令和元年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10

議案第39号 池田町森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第 1 1

議案第 4 0 号 池田町過疎地域自立促進計画の変更について

以上、8 議案を一括議題とします。

議案の朗読を省略します。町長より、施政方針並びに、議案の提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

(議長、町長 杉本)

○和田議長

町長 杉本君

○杉本町長

本日、町議会 6 月定例会が開会され、一般会計補正予算を始め 8 議案のご審議をいただくにあたり、その概要とともに町政にかかる諸事についてご報告いたします。

初めに池田の里も山野の緑が輝き、若鮎踊る時節を迎える中、議員全員のご出席のもと、本定例会が開会されましたことをここに敬意を表する次第でございます。

それでは町政の諸事についてご報告いたします。

まず木望の森 100 年プロジェクトの中で取り組んでおります、仮称山林再生計画と併せた、木材資源活用バイオマスエネルギー事業導入構想につきましては、目下、関係課長等が中心となってプロジェクトチームを編成し、全国先進地への視察、林野庁等との助言や意見交換、さらには先進優良企業等との助言や意見交換を進めながら、事業展開のプランニングに臨んでおります。年内には取りまとめ公表して参りたいと考えておりますが、課題も小さくないこと、また新庁舎、新図書館へのモデル活用も視野に入れて検討していることなどから、多少遅れることもあるかと考えております。現時点での計画構想の概略につきましては、杉偏重の山林から、針葉樹、広葉樹、混交林を含む豊かな森づくりへの移行を目指して、仮称未来 1 0 0 年間伐の研究、間伐材のチップ化と燃料化、木材燃料利用システムの研究普及プランとともに、モデルプランの提案、そして木材の完全利活用、いわゆる木材利用 6 次会の提案、さらには施設や人材の育成提案に、自助・共助・公助の提案などを組み立ててまいりたいと考えております。

中でもバイオマスエネルギーのモデル利用につきましては新庁舎、新図書館において導入できないか慎重に検討をいたしております。

次に、行財政あり方やり方検討委員会の検討状況につきましては、副町長を

リーダーに、各課長、各代理を持ってチームを編成し協議を進めるとともに、仕事の進め方や自育て等については、組合、職員組合の代表も加わり検討を重ねております。中間の報告につきましては現在競技進行中である中、中途半端な報告の作成はあまり意味がないとの意見と申し出があったことから、私といたしましては8月末までといたしておりました最終報告を待ちたいと考えております。

しかしそのような中にありましても、職員の積極的で興味深い提案がなされております。それは公共施設の維持管理更新に関する部門において、現在検討されている新庁舎新図書館の建設地については、行政サービスの一元化、周辺施設との連携向上化、木望プロジェクトのモデル提案の観点と共に新たな土地を購入せず、現跡地の利用案として、サービス付き高齢者等コミュニティ長屋式住宅（仮称）の建設構想が議論されているとし、文化交流会館付近が望ましい、またさらには文化交流会館の現状と維持更新経費の見通しからも、文化交流会館の廃止存続について早急な検討が必要との提案が出されております。私といたしましては、新たな土地の取得を行わず跡地の利活用についても街の小さな拠点化として、また高齢者福祉の見地からも大変興味深く感じております。

よって新庁舎新図書館の建設については、文化交流会館付近を最有力地として位置づけ今後の事にあたって参りたい。また文化交流会館の在り方については現在のあり方や方検討委員会に対し、追加して交流会館の現状と経費の見通し、町民文化活動への新たな支援のあり方、そして財政的な長期見通し等を示し責任ある提案を求めてまいりたいと考えております。

次に最近高齢者による交通事故が報道され、重大な社会課題として取り上げられております。高齢化が進み公共交通の脆弱な池田町におきましては、高齢者の方とともに深刻な心配事となっております。町と致しましては、現状ご心情を軽減するとともに、高齢者の交通事故抑止を図るため、高齢者交通安全支援事業を創設してまいりたいと考えております。70歳以上85歳までの方を対象とした、高度安全運転装置付き自動車の新車購入補助として1台あたり20万円を、また安全運転装置追加整備補助として、現在利用中の自家用自動車への、アクセル、ブレーキ踏み間違い防止装置の購入設置や、ドライブレコーダーを購入される方に対し、80パーセントの上限10万円を補助するもの、また運転免許自主返納バックアップ事業としては、免許を自主返納された方に対しタクシーの利用券3年間の有効券2万円分の補助と、シニアカーの購入補助80%上限20万円とする、各事業を創設してまいりたいと考えております。

なお補助金につきましては新車購入等補助の20万円の以外については、半額を地域振興券によって補助したいと考えております。この事業を創設につきましては、本定例会最終日に議案としてご審議いただきたいと考えております

のでよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

以上町政諸事の報告といたします。

それでは、本日もご提案いたしました各議案の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、報告第1号平成30年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第2号平成30年度池田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、3月定例会において予算の繰越をご承認頂きました、各事業の繰越に係る計算書を作成いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたすものであります。

次に、議案第33号令和元年度池田町一般会計補正予算第1号につきましては、この度、146,376千円を追加し、総額を3,076,976千円といたすものでございます。

主な内容について申し上げます。まず2款総務費1項総務管理費9目防災諸費におきましては、防災行政無線のデジタル化に向けた実施設計費として770万円を計上いたしました。

また、14目地域交通対策におきましては、マイバスとして使用する2号車の改造費等に5,117千円を計上いたしました。

また、7項企画費6目地方創生推進費におきましては、池田町の森林資源循環活用構想、木望の森100年プロジェクトに係る研究経費として1,396千円を計上いたしました。

また、7目プレミアム付き商品券事業費におきましては、10月の消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や、子育て世帯に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起下支えすることを目的に、実施されるプレミアム付き商品券の販売事業に係る経費として19,544千円を計上いたしました。

次に4款衛生費1項保健衛生費2目予防費におきましては、風疹の抗体保有率が低い年代の男性について、抗体検査及び予防接種が公費で受けられるようにするため、対象者にクーポン券を送付する経費として522千円を計上いたしました。

次に6款農林水産業費1項農業費3目地域農業振興費におきましては、農地の多面的機能の更なる増進に向けた活動の支援として、交付金1,023千円を計上いたしました。

次に8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費におきましては、町道の改良工事経費として、工事費並びに用地購入費等で84,910千円を計上いたしました。

また、4目橋梁維持費におきましては工事費として8,000千円を計上い



たしました。

次に、13款諸支出金 1項基金費 25目森林環境譲与税基金費におきましては、森林環境譲与税の創設に伴い、当該贈与税を適正に管理運営するための基金として積み立て金13,003千円を計上いたしました。

その他の項目につきましては、主に4月の人事異動に伴う人件費の調整をいたしたものでございます。これらの財源と致しましては

2款地方譲与税13,000千円 11款国庫支出金47,202千円

12款県支出金9,621千円 16款繰越金15,270千円

17款諸収入14,000千円 18款町債47,000千円をもって調整したしたところでございます。

次に議案第34号では、令和元年度 池田町国民健康保険特別会計  
補正予算第1号

議案第35号 令和元年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計  
補正予算第1号

議案第36号 令和元年度 池田町簡易水道特別会計補正予算第1号

議案第37号 令和元年度 池田町下水道事業特別会計補正予算第1号

議案第38号 令和元年度 池田町介護保険特別会計補正予算第1号

の各特別会計補正予算につきましては、何も主に人事異動に伴う人件費の補正を行うものであります。

次に議案第39号 池田町森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、森林環境譲与税を財源とする基金を設置致しものであります。

次に議案第40号 池田町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成27年度に策定した、池田町過疎地域自立促進計画に、今回老朽化した簡易水道施設の更新を追加するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本日も提案いたしました議案の概略についてご説明申し上げました。何卒、十分ご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○和田議長

日程第12

一般質問を行います。これより、通告順に発言を許します。宇野 邦弘 君

○宇野邦弘議員

(議長 宇野邦弘)

○和田議長

宇野邦弘君

日本共産党の宇野邦弘です。最初に先の選挙で再び議会に押し上げていただ

きました。引き続き、ものいう議員として頑張る決意でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、第1点目に私が伺いたいのは、中学校での生徒指導に関わる問題です。生徒の自主性を育み、自分で考え判断できる用にするのが学校教育の中の大事な目標の1つです。しかし今の中学校現場での実態はどうなっているのか、あまりにも学校側の教員の側からの画一的、押付け的な指導がまかり通っているのではないのでしょうか。

校則や生徒指導についての基本はあくまで子供が主人公であるということ、主人公である子ども一人一人の人格の形成を目指すことです。生徒指導の基本は学校の教師間のコミュニケーションを豊かにし、学校現場全体の合意のもとで進められていく問題です。もちろん保護者の思いや意見も踏まえていくのは当たり前です。しかし現実には主人公である子どもたちや、保護者の思いとかけ離れた実態になっているのではないのでしょうか。例えば靴下の色は白、下着も白、しかも靴下はくるぶしが出たらあかん。長い髪の女生徒はポニーテールが二つに分けるのではなく、一つに結べとか、あまりにも決め決めになっているのではないのでしょうか。今は半袖の夏ですけれども、長さどの時期に腕まくりはだめだとか、書道の時の腕まくりもダメ。子供の自主性を育てる点でも自分で考え、自分で判断できるようにする、今は、個性と多様性が尊重される時代です。いつまでもこんな画一的な生活指導は改めるべきじゃないのでしょうか。教育委員会の見解を伺います。

この問題で先日何人かの保護者の方が、あまりにもひどい持ち物検査、問題で学校に対して抗議と申しますか、かけ合ったということがありました。教育委員会として把握しているのでしょうか。持ち物検査では日焼け止め、シャンプーなどの臭いまで調べて、これ OK となれば、池中ってという判子を捺した紙をその容器に貼り付けて、それ以外は持ってきたらあかんよ、こんなことまでやっています。

学校の教師集団全体の中で、これは必要なことだという判断で行っているのでしょうか。お答え願ひたいと思います。

教師の自主的判断が適切になされて、学校が教師集団の元で健全に自主的運営なされることが理想だと思いますけれども、先の不幸ないわゆる指導死事件の調査委員会の報告書でも触れているように、学校任せにするわけにはいきません。教育委員会も実態を把握し、こうした管理主義的やり方、生徒の思いを無視したやり方を、改めるよう改善を求めます。

大切なことは個人の尊厳、生徒の人権の尊重です。時代に合わせて、こうしたことを変えていくような教育委員会としてのイニシアティブの発揮を求めます。

2点目に、図書館再整備基本構想の見直しに係る問題です。先ほどの町長提案の中に図書館、役場庁舎、文化芸術会館はトータルとして、今8月目処に一定の方向を出していく、こういう提起もありましたけど、それ自身は私は当然だと思います。

しかし問題は、昨年3月に20ページにわたって、池田町立図書館再整備基本構想を、町民参加のもとで作られた池田町立図書館再整備企画委員会がまとめました。一年半にわたって論理を積み重ねた貴重なひとつの基本構想です。

しかしその後、先ほどの町長提案にもありました、町役場理事者の中の検討の中で基本構想については白紙といいますか、再検討することになったわけです。理由は役場庁舎建設図書館計画合わせて文化交流会館どうするのか、全体を考える。これはこれで当然だと思います。私が問題にしたいのは、この基本構想の見直しについて経過や理由を委員会メンバーに対し、十分な理解と納得を得た上で進めてきたのか。このことを聞きたいと思います。基本構想は、専門家の先生を委員長として招き、全国の図書館の事例も参考にして池田にふさわしい図書館はどうあるべきか、一年半にわたって繰り返し論議されてきた。この委員会の皆さんが先日、町長と教育書に質問書を出されました。町長や教育長は、なぜこうした質問書が今になって出てきたのか。どうお考えでしょうか。

質問書の中身と、町長や教育長はどう答えられたのか、併せてお聞きいたします。

今になってこうした質問書が出されたということは、委員会の関係者の皆さんがこの間の経過、本当にきちっと納得する説明を受けていなかったということではないでしょうか。見解を伺います。

併せて検討委員会設置の前に、町民有志による町立図書館について希望を含めた構想案が出されたと聞いています。住民自治という点から見ても、こうした町民からの発案は、本当に大事なものだと思います。町長や教育長はこの案をどう受け止め、どう活かそうとしているのかお聞きいたします。先ほど8月末までに一定の方向性を出す。というふうに改めて出すと言われました。しかも、町行政あり方ややり方検討委員会で、今検討している中身を、中間報告という形ではちょっと出せない。8月末に出すっていう施政方針でありましたけれども、改めて途中経過、触れられる点は無いのか。そういう審議の進捗状況、行財政あり方があり方検討委員会の検討内容、触れていただけたら幸いです。

最後に役場職員の働き方改革の問題です。この4月から役場職員の残業時間規制などの条例が改定されました。過労死ラインを超える月100時間までの残業認めるといってとんでもない条例ですが、それでも時間外労の一定規制する側面も持っています。この条例制定によって、その後残業は減っているのか、

定時に帰れるような努力を理事者はどう取り組んでいるのかお聞きいたします。また実際の時間外労働時間と帳簿上の時間の乖離があるのではないかと、正確な実情をお伺いしたい。サービス残業は法的にも違反することであり、あるとしたら即刻改めるべきです。

時間外手当を文字通り、完全実績払いを行う。これが職員の皆さんの意識改革の点でも、真の残業規制とコスト意識を醸成するという点でも非常に大事だと思います。

職員が生き生きと働けるように、理事者としてどんな努力と改善を図るようになっているのか、お聞きいたします。

この問題の最後に職員の人事異動があまりにも短時間で変わりすぎではないでしょうか。教育委員会に至っては、あの中学校での不幸な事件の経過や対応事後処理などに関わった管理職の方で、今残っているのは教育長だけです。これでは事業の継続性という点でも、職員の専門性の追求という点でも、問題ではないでしょうか。退職者や求職者が多く、新採用も追いついていない現状もあるとのことですが、どうした打開しようと考えているか、町長の見解を求めて私の質問といたします。ありがとうございました。

○内藤教育長

(議長 教育長内藤)

○和田議長

教育長 内藤君

○内藤教育長

ただ今の、宇野邦弘議員のご質問にお答えをいたします。

1つ目に図書館再整備基本構想の見直し及び、企画委員会の経過説明についてのお尋ねについてですが、図書館再整備基本構想につきましては、見直しは行っていません。

続きまして、元企画委員の皆さんへの経過説明についてですが、元企画員の皆さんから、図書館再整備の位置付けは、2つ目、図書館再整備基本構想は生かされているのか。

3番目として、今後のスケジュールについてのご質問をいただきました。

今月上旬に説明を致しました、図書館再整備の位置づけについては、役場庁舎建設同様に重要な事業と位置づけていること、図書館再整備基本構想については、これから具体的に図書館再整備を進めていく上で、基本的な方針とすること。また提案された取り組みの中で、早期に着手できるものについては既に実施していること。今後のスケジュールについては、町行財政運営の在り方や方検討委員会において、大規模な公共施設の今後の方針が示されてから、具

体的日程の検討に入る旨、説明をいたしました。2つ目に、役場庁舎、図書館建設、文化交流会館長寿命化などの、町行財政運営のあり方や方検討委員会の審議状況はどうなっているか。とのお尋ねですが先ほど町長が施政方針で述べた通り、今までの検討課題に加え文化交流会館の現状と経費の見通し、町民文化活動の支援のあり方、財政見通しなどを検討し8月末までに最終報告をとりまとめていく方向であります。

以上、宇野邦弘議員のご質問の回答といたします。

○森川総務財政課長

(総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長 森川君

総務財政課長の森川です。私より宇野議員お尋ねの役場職員の働き方改革についてのご質問にお答えいたします。

現在、池田町行財政運営やり方あり方検討委員会において、職員の働き方についても検討を始めております。課長職や職員による業務上の課題抽出や、見直し施策の検討等を行っております。

時間外労働についてのご質問ですが、超過勤務につきましては毎日監督者が仕事の内容時間を確認すると共に、仕事での超過も起きないように確認を行っております。

業務によっては、残業が多い時期が発生することもあります。なるべく平準化を図り極端な長時間にならないように努めております。

また昨年よりは、超過勤務時間も減少しております。

職員の人事異動につきましては職員の経験年数や職種、課の年齢構成等を考慮して実施しております。

また人事異動には職員のモチベーションを高める効果や、能力向上に効果があるとされており、今後も地方創生を推し進めるにあたり、多くない職員数ではありますが、適宜に適材を適所に配置して事を進めていきたいと考えております。

以上の宇野議員のご質問のお答えといたします。

○飯田教育委員会事務局課長代理

(議長 育委員会事務局課長代理 飯田)

○和田議長

教育委員会事務局課長代理 飯田君

○飯田教育委員会事務局課長代理

教育委員会事務局課長代理の飯田です。宇野邦弘議員のご質問にお答えします。

まず持ち物検査のご指摘についてです。

通常の中学校の生徒指導で持ち物検査を行うことはございませんが、先日行われた修学旅行において事前の持ち物検査が行われました。保護者からこの検査が厳しすぎるのではないかとのご意見を学校に頂いたものと承知しております。持ち物検査は出発前に輸送する、大きいバックの時、1回と当日持参のサブバックの時、1回の合計2回ということで、対象が別のものでもございました。また持ち物検査の際の臭いの確認という点につきましては、日焼け止めやリップクリームなどについては許可を得ての使用を認めているものでありますが、無香料のものに限っておりますのでその確認作業でありました。

これは参加者全員が池田中学校生として、楽しく安全に二泊三日の修学旅行を行う為、忘れ物はないか持ってきてはいけないものはないか、の確認作業として必要な作業であると考えております。

次に子どもの自主性を育てる観点でも、画一的な校則や生徒指導の改善が必要ではないかという点ですが、まず教育現場において、生徒の個性や多様性を尊重することは重要であると考えております。教育委員会として仮に校則や生徒指導が、社会通念上逸脱したものと判断すれば改善を指導いたしますが、学校生活を送る上で、集団の秩序を守り、基本的な社会のルールを学ぶことや、安全な学校維持すること。平等な学校生活を送ることなど、教育的効果も発揮のために基準となる一定のルールは必要と考え、こうした観点から現在の高速や生徒指導の在り方は適当であると判断しております。

以上宇野邦弘議員のご質問の回答させていただきます。

○和田議長

今の理事者の答弁に対してよろしいですか。

ただ今の理事者の答弁に対して宇野邦弘君よろしいですか。

○宇野邦弘議員

はい、宇野邦弘

○和田議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

宇野邦弘です。今の答弁に関しての再質問をさせていただきます。

1つ目は、図書館再整備基本構想は見直してはないという回答でした。と

いうことはこの基本構造の中身について今後、このあり方検討委員会や具体的に進んだ中で大いに繁栄していくというふうに理解してもいいのでしょうか。

校則問題で課長代理からの答弁がありましたけれども、その画一的な指導が今の時代に噛み合わないのではないか、あまりにもそういう実態があるのではないか。そういう点では非常に妥当とは思いません。これは意見です。

3点目に、森川課長さんの時間外労働の実態と、帳簿上の乖離はあるのか無いのかの答弁がありませんでした。是非お答え願いたい。

○内藤教育長

(議長 教育長 内藤)

○和田議長

教育長 内藤君

○内藤教育長

ただ今の、宇野議員の追加の質問でございますけれども、図書館再整備基本構想の内容についてそのまま踏襲するのかというような主旨のご質問かと思えますけれども、先ほども申し上げましたとおり、図書館再整備基本構想につきましては、これから具体的に進めていく中で、基本的な方針としてまいりたいというふうに考えていますのでお伝えいたします。

○森川総務財政課長

(議長 総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○森川総務財政課長

宇野議員のご質問にお答えします。

残業時間と、実際の仕事時間に乖離があるのかとのご質問ですが、乖離はございません。ご質問にお答えいたします。

○和田議長

宇野邦弘君、ただいまの理事長の答弁に対してよろしいでしょうか。

○宇野邦弘議員

はい 宇野邦弘

○和田議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

町長に対しても、若干質問をしたのですが、回答、考え、見解が無かったこ

とは残念ですが、校則問題については、学校現場に安易に行政が立ち入るべきではありません。

しかし教育委員会としてのイニシアティブの発揮、やっぱり子供達が安心して学校に行ける。学校がそういう子供達にとって、押しつけ的になってくると、今、大きな問題になっています。学校に行きたくない。学校に行けない。そういう事態を招きかねないと思います。

先だって、NHKの放映で、広島県の教育長が、ヨーロッパの視察に行って、そして学校の中にフリースクール的な場所を設ける。そこでは寝そべっている子供もいる。一生懸命勉強している子供もいる。画一的でなくて普通の学校には行けないけど、そこだったら行ける。やっぱり安心して学校に行けるような。そういう環境づくりという意味でも画一的な、押し付け的な校則は改めるべきだ。そういうイニシアティブを大いに発揮していただきたい。という点を付け加えて、私の質問とさせていただきます。以上です。

○和田議長

宇野邦弘君の一般質問を終わります。

次の質問に移ります。次の質問者、宇野一正君

○宇野一正議員

(議長 宇野一正)

○和田議長

宇野一正君

○宇野一正議員

私は、今回の初の一般質問に当たって、地震対応について質問いたします。

福井地震から71年、濃尾地震から128年、この100年以内で震度5以上の揺れがあったのが5回、福井県は地震が少ないところではありますが、池田町には根尾断層帯が野尻地区まで伸びています。この断層帯において、濃尾地震での断層崖は落差6mも起きています。その先が池田にもあるわけです。また最近メディアでは南海トラフ地震関連のことが多く報道されています。南海トラフ地震は、太平洋側に甚大な被害をもたらすもので、その一つには日本の政治は太平洋側に位置しており、東日本大震災では東北関東地方にある9製油場のうち6製油場が被災しました。輸送場に関してはほとんどが被災しました。そのため石油製品が不足し大変な状況でした。私も震災から三日後に福島入りしましたが、走行している車はほとんどなく、いつ入荷するかわからないガソリンスタンドの前に数百台の車列がありました。東日本大震災大震災の後には約1ヶ月間以上も石油不足が発生しました。

地震が起きれば石油は必然的に不足します。災害は突然やってきます。その



ためにまず町の施設であるキャンプセンター、冠荘、交流会館のタンクには灯油を、冠荘、学校には重油を満タンに入れておくことが最低限必要だと言えます。

次に地震が起きれば、電柱の倒壊により電気はストップします。昨年の北海道地震では電気の復旧に一週間あまりかかりました。池田町内への送電は主に、持越の発電所から送られています。トラブルが起きると池田には3方面から送電されます。越前市方面から板垣坂へと、清水谷トンネルはケーブル、旧美山方面からと送電されるようになっていますが、冬期間の停電を考えれば、復旧まで相当な時間がかかると思われます。

宿泊できる冠荘とキャンプセンターには移動式自家発電機の設置が必要だと思います。

次に役場庁舎建設について何度も議会で質問され、四つのワーキンググループに分かれ、建設に向けて取り組まれているそうですが、皆さんの職場を良くするために議論はわかりますが、庁舎は今、最も危険な建物ではないでしょうか。毎日60名あまりの職員さん、また町民の出入りがあり、災害があれば防災の拠点となって町民を守らなければならないところです。早くまとめて決断していただきたいと思います。以上です。

○森川総務財政課長

(議長 総務財政課森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○森川総務財政課

総務財政課長の森川です。私より宇野議員お尋ねの、町施設に関する災害対応についてのご質問にお答えいたします。まず震災時に石油不足が発生する恐れが高いことにつきましては、町内の石油販売業者に補助し災害時にも安定的に燃料供給ができる体制を構築しております。

また町施設である学校、キャンプセンター、冠荘などは災害時の避難所と位置付けております。各施設の燃料の保管状況につきましては使用状況に応じて給油を行っています。災害に備えた燃料備蓄しようとする場合燃料の品質変化による機器の不具合が発生する恐れがありますが、今後は重要度に応じストック量の増量にも配慮して行きます。

一方、電気につきましては各避難所で使用できるように小型の自家発電機5台を役場で保管しています。必要な際には移動し避難所の電気が確保できるようにしております。

役場庁舎につきましては、町長の施政方針にもありました通り、プロジェクト

チームを立ち上げ計画を丁寧かつ慎重に進めております。

ただし、防災行政無線につきましては、重要な情報伝達手段であるため役場庁舎建設との議論とは切り離して検討しております。来年度機器の機能向上を図ることを目的にアナログ方式からデジタル方式への意向を計画しておりますので、今議会には実施設計費を一般会計補正予算として上程しております。ご審議程宜しくお願い致します。以上、宇野議員の御質問のお答えと致します。

○和田議長

只今の理事者の答弁に対して、宇野一正君よろしいでしょうか。

○宇野一正議員

はい

○和田議長

次の質問者、松井靖明君

○松井議員

(議長 松井靖明)

○和田議長

松井靖明君

○松井議員

それでは私の方からも、宇野（一正）議員と質問内容が一部重複する点はございますけども、役場本庁舎の防災設備について質問させていただきます。

昨年2月南海トラフの巨大地震が今後30年以内に起きる確率について、政府の地震調査委員会はこれまでより高い70%から80%に見直し、新たに公表されました。

もし南海トラフの巨大地震が発生した際には、この福井県でも震度6前後の揺れが予想されており万が一停電が発生した場合、今の役場庁舎にある防災設備では町内の防災拠点として機能を維持させることが可能な発電設備が整っていないように思います。小型の発電機や非常用のバッテリーは配備されておりますが、供給できる容量は限られていますし、ましてやパソコン化が進んだ、システム化が進んだ防災設備には乏しいように思います。

また役場庁舎の敷地内には、隣接して災害時に避難所となる開発センターもあります。冬期ともなれば、暖を取る必要もあり、そこでまた電気が必要となります。

災害は忘れた頃にやってくると言われておりましたが、今はいつ起きてもおかしくないという時代にさしかかっております。それなりから、それ以上の備えが必要と思います。池田町のこれからの備えとして、発電設備や防災設備の強化などを、災害に対してどのように検討されているのかを伺いたいと思

ます。

続きまして、ご近所防災で運用されている防災メールについて質問させていただきます。

ご近所防災の取り組みに対しては、集落のことは役場職員よりもそこに住む者は詳しいということもあり、数年前より集落単位で取り組みがなされ、避難場所や避難ルートを集落単位で取り組んでおります。この方法はより最善の内容で運用されていると思っております。

その中で集落の区長さんや防災隊長さんに就かれた方は携帯でも受信可能なメールアドレスを申請し、登録後は気象警報や河川の水位情報、一時避難場所の開設など防災に関するメールの情報を受け取ることができ、その情報をもとに集落内の防災活動に展開で行くことができる仕組みとなっております。ただこの登録されたメールアドレスは区長さんや防災隊長さんの交代に伴い毎年刷新されていると伺っております。このような緊急性の高い情報は特定のリーダーだけに限定せず、より多くの町民の方にお勧めすることをお知らせすることは必要ではないかと考えております。町外にお勤めの方が、職場から帰宅する際、坂の麓まで来て通行止めを知らされるケースも多々あると伺っております。当然このような場合は危険な気象条件の場面がほとんどでございますし、二次災害に巻き込まれるリスクも当然高くなってまいります。

このような災害時の交通情報もより多くの町民の皆様にも共有できて、初めて防災メールの意義があるように思います。新たなメールシステム導入検討されていると伺いましたがどのような運用を検討されているのか、担当部署の見解を伺いたいと思います。

以上私の方からこの2点となります。よろしく願いいたします。

○森川総務財政課長

(議長 総務財政課森川)

○和田議長

総務財政課長森川君

○森川総務財政課長

私より、松井議員お尋ねの防災に関するご質問にお答えします。

1点目の役場庁舎の防災設備についてのご質問ですが、役場庁舎、開発センターについては耐震診断の結果、耐震性が著しく不足していると評価されており、現在新庁舎建設のプロジェクトを進めております。議員ご指摘の通り役場庁舎の防災面での機能不足は大きな課題として認識しておりますが、新庁舎建設に向けて準備を進めていることもあり、現庁舎の大規模な防災強化工事等は計画しておりません。

しかし、宇野一正議員のご質問にもお答えしたとおり、防災行政無線につきましては  
整備更新に向け準備を進めております。

2点目の防災メールの運用についてですが、各集落にお願いしておりますご近所防災隊長へのメールにつきましては、集落内での安否確認の依頼など、防災隊長向けの情報を発信しております。これまでは防災隊長が交代度にメールアドレスを変更しておりましたが、今年度より携帯電話番号での登録システムへと変更致しました。

現在のシステムでは職員や防災隊長、防災に携わる関係者用としてのみ運用しております。また一般町民の防災や災害に関する情報につきましては、基本的に町民自らが情報収集することを求めており、そのことがいざという時の自助による災害対応力の向上につながる、というふうに考えております。役場からの防災の情報提供と致しましては防災行政無線、池田チャンネル、ホームページ、Facebookなど多チャンネルで発信しております。

通行止め等の交通情報につきましても、同報無線で町民にお知らせすると同時に、ホームページの更新も行っています。

必要な情報が入手できるよう、遅滞なく発信しておりますので、町外からの交通情報や、災害情報等のお問い合わせにつきましてはホームページや、フェイスブックでのご確認いただけるようご案内しております。

以上、松井議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対し、松井靖明君よろしいでしょうか。

○松井議員

(議長 松井)

○和田議長

松井靖明君

○松井議員

今ほどの森川課長からの丁寧な回答ありがとうございました。

議会といたしましても、行政といたしても、池田町内には若い世代の方もいらっしゃるれば、高齢者の方もいらっしゃいます。

お互いに情報を共有できますよう、これからも一丸となって進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○和田議長

次の質問者、丸石純一君

○丸石議員

(議長 丸石)

○和田議長

丸石純一君

○丸石議員

丸石純一です。町民の代弁者として、精一杯声を拾って行きたいと思えます。一般質問をさせていただきます。

ほっとプラザの健康づくりと健診エリアの規約について、伺います。

2006年4月にオープンした施設である総合保健福祉センター「ほっとプラザ」内の、ハビリ・トレーニング室、健康体操室、検診室、栄養指導室などからなる、健康づくりと検診エリアについて、現在夕方18時以降の中学生以下の利用は禁止されています。

また保護者同伴であっても、利用が認められていない現状があります。

生活リズム作りを発信していく役場施設において、子どもたちに夕方以降まで施設を開放するというということに関して難色を示すこともわかりますが、他に変わる民間の運動施設や、各種教室などが少ない池田町内において、中学生以下も保護者同伴であれば、親子のコミュニケーションの場として、トレーニングルームなどを利用できるようにする必要があるのではないのでしょうか。また利用規約にはどのように書いてあるのでしょうか。池田町の見解を求めます。

またホームページには「乳幼児から高齢者、障害者をはじめ広く町民のみなさまにご利用いただけるよう、より一層のサービスの充実に努めます。」とありますが、授乳室やベビールームを完備する計画があるのでしょうか。池田町に見解を求めます。

続いて、トンネル内や道路周辺のごみ問題について伺います。

清水谷トンネルや魚見坂の道路周辺など現状として多くの空き缶やビニール袋に入ったゴミが捨てられています。団体や個人など、ゴミ拾いをされている方も多く見かけますが、これから板垣トンネル、冠山トンネルが開通して今よりさらに多く車が池田町内を通過するようになると、ゴミ拾いが追いつかなくなる可能性があります。

常日頃から綺麗な場所にはポイ捨てしにくいという心理が働くかもしれないが、トンネル内のゴミ、そのトンネルが片側2km以上にもなる内側のゴミについてどのように対策をしていくのか、町民一帯となって考えて行く必要があります。

道路周辺ゴミ拾いや美化に対しての活動など、さらに町民の協力を得るためにも、1日1人が1坪でも10坪でも清掃運動をおこなえるような下地づくり、それらの運動を評価できるような環境づくり、ゴミ拾い等定期的な美化活動を

支える補助金の策定などが急務であると考えますが、池田町に見解を求めます。

また、福井県池田町地方創生総合戦略プランの中に、2020年策定を目標としている景観条例について進捗状況を伺いたいです。

景観条例を作りにあたり、地域住民の声をどのように反映させているのかも合わせて池田町に見解を求めます。

続いて、新庁舎の進捗状況を伺います。

先ほど町長の施政報告でもありましたし、宇野町議とも質問が一部かぶります。農村農業進行プランの平成30年度3月の提案書には、現在行われている、池田町役場新庁舎建設計画と文化交流会館の個別施設再編計画について、役場施設のあり方や全体最適の視点で見直し、令和元年夏までに結論づけるとあるが、新しい庁舎の基本計画、構想について広く町民の意見を聞き入れる機会を作っているのでしょうか。またその機会はいつ作るのでしょうか。

さらに、新庁舎建設について、住民が使えるエリアや、農業、林業、商工業とも連携をとっていくためのエリアが必要であると考えますが、役場機能だけにするのか、それとも各種団体も使えるような複合庁舎の様な形をめざすのか、現時点での見解を求めたいと思っております。

最後に、役場主体で建設した、建物や運営について伺います。

池田町が事業主体となり建設している建物が近年増えております。こってコテいけだ、TPA、おもちゃハウスなどがあげられます。これらの建物について第三セクターが運営していますが、町からの運営に必要な補助金が入っています。さらに旧道内を改装するウッドラボが建設予定となっておりますが、当初計画では、当然町の補助金を使わない売上で成り立つような計画を立てていくとは思いますが、その売上に対して現状の収益からみて、現実的だと思えるような売上を本当に確保できるのでしょうか。

また旧道内の改装については収益例はなく、町のコンセプトとしての必要不可欠な施設であるならば、住民を置き去りにしたプランに思えます。仕掛けとしては面白いですが、多額のお金をかけた事業であるため、5年後10年後を踏まえた、これらの建物が連携し維持をしていくために仕組みづくりについて、様々な方法で町民に説明をしていく必要があるのではないかと思うが見解を求めて私の一般質問を終わります。

○山崎農村政策長

(議長 農村政策課長山崎)

○和田議長

農村政策課長 山崎君

○山崎農村政策課長

農村政策課長の山崎です。

丸石議員の質問にお答えさせていただきます。質問にお答えさせていただきます。

まず環境条例の件でございますが、仮称環境風景保全条例の策定状況につきましては現在山林や農地、さらには街並みなどにおける環境や風景の保全について行政、住民などの果たすべき役割分担等、他自治体の事例研究等を行い、盛り込むべき事項など論点整理を行っている状況です。本年度内にご提案できるよう引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に新庁舎の検討につきましては必要な機能や面積等につきましては平成 29 年 3 月の庁舎のあり方検討報告書の中で概要固まりましたが、先ほどの町長の施政方針の中でも触れたとおり、行政サービスの一元化、周辺施設との連携向上化を目指し、文化交流会館付近に新図書館建設と合わせて取り組めないか、さらに現文化交流会館の現状と評価を踏まえた検討を行っております。その中においては単に設備整備を行うだけでなく、木望の杜 100 年プロジェクトとしての木材資源や技術の積極活用、バイオマスエネルギーのモデル機能の発揮、財政的な長期見通しを含めた街づくりのシンボルとして建設方針を持って進めてまいりたいと考えております。

なお新庁舎の構想計画に広く町民の行く機会をとのお尋ねについては、今後の進捗に合わせタイミングを図りながら対応できればと考えております。

また庁舎に各種団体が使用する機能を加えるかとの質問については、新図書館と合わせた進め方、また文化交流会館の現状と評価を踏まえたあり方を含め、検討を行っておりますが、各種団体が使用する複合型の庁舎としては考えておりません。

次に各施設の事業収支に関する質問につきましては、公益性の向上を目的とする食ラボ、わくラボ、クライミングウォールといった施設と、こってコテいけだ、TPA、農村 de 合宿キャンプセンター等の収益性の向上と、住民福祉の向上を目的とする施設があります。各施設とも目標とする収支の状況になっていると考えております。

旧道内に建設予定のウッドラボにつきましては池田町の総面積の 92% を占める、山地と木を活用することにより、地域振興を図っていくとする、木望の杜 100 年プロジェクトの中における、木の 6 次産業化のために不可欠な施設であると考えております。

ここでは池田町の木を使った商品の開発研究とともに森林を活用した教育、学習、森林活用に関する研究を行うこととしているところでありますが、商品の製造販売による事業収益の確保についても念頭において取り組むこととしております。

なおウッドラボ計画は、町民不在のプランではないかとの質問については、木望の杜100年プロジェクトは単に森林林業に軸足を置くプロジェクトではなく、100年後も持続可能な町を目指すためのプロジェクトで、まちづくりプロジェクトとして考えておりウッドラボにつきましても、これまで町内の関係者や専門有識者の意見を伺いながらとり進めてきたところであります。

以上丸石議員の質問にお答えさせていただきました。

○清水保健福祉課長

(議長 保健福祉課長 清水)

○和田議長

保健福祉課長 清水君

○清水保健福祉課長

保健福祉課長清水でございます。

私から丸石議員のご質問をほっとプラザのトレーニングルーム、それから健康体操室の利用についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

まずトレーニングルームの年齢制限でございますが、トレーニングマシン自体が中学生以下は使用禁止ということで大人向けの機械でございますので、親子同伴でもお断りをさせて頂いているというのが現状でございます。

また先般、健康体操室におきましては夜間に乳児を連れてのご利用がございました。そこで使用についてお断りをさせて頂いております。理由としましては新生児から乳児期、それから幼児期につきましては、体のいろんな機能が未熟であり、発達していく過程でありますので、夜の睡眠それから日中の活動といった生活習慣を身につける大切な時期であります。また睡眠のリズムが狂うことによりまして睡眠障害を引き起こす場合があるためご利用を制限させて頂いた次第でございます。

以上丸石議員のご質問のお答えとさせていただきます。

申し訳ありませんもう1点ございました。授乳室の件でございますが現在検討中でございますよろしく申し上げます。

○長谷川町土整備課長

(議長 町土整備課長 長谷川)

○和田議長

町土整備課長 長谷川君

○長谷川町土整備課長

町道整備課長 長谷川です。

私からは、丸石議員のトンネル内のごみ対策の質問についてお答えいたしま



す。

トンネル内のゴミについては、町としても沿線住民の自発的な美化活動でゴミ拾いを実施していることもお伝えして、道路管理者である土木事務所にパトロールの強化を毎年要望しているところでございます。今後、開通する路線においても道路管理者により環境保証するとともに、ごみとはいえ不法投棄なのでパトロールや普及に努めていただきたいと思いますと考えております。

以上で丸石議員の質問への答えとさせていただきます

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対し、丸石純一君よろしいでしょうか。

○丸石議員

(議長 丸石)

○和田議長

丸石君

○丸石議員

保健福祉課長に質問もさせていただきます。

利用規約については現時点でどのような形になっているのでしょうか。

○清水保健福祉課長

(議長 保健福祉課長 清水)

○和田議長

保健福祉課長清水君

○清水保健福祉課長

利用規約という正式なものはございませんが、我々の判断としてそのようにさせていただいています。

○和田議長

これもちまして、通告者による一般質問を終わります。

ただ今の、一般質問に対する理事者の答弁、並びに、先ほどの、施政方針に対する関連質問がありましたら、お受けいたします。

質問ありませんか。

これもちまして、一般質問並びに関連質問を終わります。

先ほど、町長より施政方針に加え、議案の提案理由の説明がありましたが、これより、各議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

これもちまして、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっています、議案第33号から議案第40号までを会議

規則第38条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しました、議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま、常任委員会に付託しました案件については、各委員会にて、ご審議賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了しました。 本日はこれで散会します。

閉会時間 午後2:40